

大野城市国際交流協会会則

(名称)

第1条 本会は、大野城市国際交流協会（以下「協会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協会は、大野城市の特性であるコミュニティ活動等を活かした草の根活動的な身近な国際交流を推進することにより、大野城市の国際化及び大野城市民（以下「市民」という。）の国際感覚の養成に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 各種の国際交流事業の企画及び実施
- (2) 市民及び市民団体の国際交流活動の促進並びに支援
- (3) 国際交流に関する情報の収集及び広報
- (4) 在住外国人に対する必要な協力支援
- (5) 協会の会員の登録及び研修
- (6) 協会の青少年リーダー育成
- (7) その他協会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 協会は、第2条に定める目的を理解し、賛同する個人、団体、企業等（以下「会員」という。）をもって組織する。

(役員)

第5条 協会に、次の役員を置く。

- | | |
|----------|--------------------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名以内 |
| (3) 常任理事 | 若干名 |
| (4) 事務局長 | 1名 |
| (5) 会計 | 1名 |
| (6) 監事 | <u>2名以内</u> |

(役員任期及び任務)

第6条 協会の役員は次の各号のとおりとし、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- (1) 会長は、協会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
- (3) 常任理事は、総会の議決に基づいて会務を執行する。
- (4) 事務局長は、協会の事務全般を掌理する。
- (5) 会計は、経理を処理する。
- (6) 監事は、本会の会計監査を行い、総会において監査報告をしなければならない。

2 役員に欠員を生じた場合は、新たに役員を選任し、その任期は前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後新たに後任者が就任するまで、引き続きその職務を行う。

(役員を選出方法)

第7条 協会の役員は、次の各号により選出する。

- (1) 会長、副会長及び監事は、役員選考委員会で選出し、総会において決定する。
なお、役員選考委員会は、会長が理事会の承認を得て設置する。
- (2) 常任理事、事務局長及び会計は、会員の中から会長が理事会の同意を得て委嘱する。

(顧問)

第8条 協会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べることができる。

(総会)

第9条 総会は、総会を開催する前年度の末日（3月31日）現在で登録されている会員で構成し、協会の最高議決機関として年1回開催する。ただし、必要に応じ臨時に開催することができる。

- 2 総会は、次の事項を議決する。
 - (1) 事業に関すること。
 - (2) 予算及び決算に関すること。
 - (3) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (4) 役員の変更に関すること。
 - (5) その他協会の運営上、重要な事項に関すること。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 議長は出席している会員の中から会長が指名する。
- 5 総会は、次により成立する。
 - (1) 会員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。
 - (2) 会員が総会に出席できないときは、議決権を委任する会員名を記載した任意の書面により委任することができる。
 - (3) 議事は出席した会員の過半数の議決をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会)

第10条 理事会は、第5条第1号から5号に定める役員で構成し、協会の執行に関する協議機関として、必要に応じて開催する。

- 2 理事会は、次の事項を協議する。
 - (1) 予算の執行に関すること。
 - (2) 事業の執行に関すること。
 - (3) 緊急を要する事項に関すること。
 - (4) その他協会の執行上必要な事項に関すること。
- 3 理事会は、会長が招集する。
- 4 議長は、出席している理事の中から会長が指名する。
- 5 理事会は、次により成立する。
 - (1) 構成員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。
 - (2) 構成員が出席できないときは、議決権を書面又は口頭により委任することができる。ただし、口頭による委任は議長への委任に限る。
 - (3) 議事は、出席した構成員の過半数の議決をもって決し、可否同数の場合は議長

の決するところによる。

(その他の会議)

第 11 条 その他の会議は、事業計画に基づいて必要に応じて開催する。

(経費)

第 12 条 協会の運営に必要な経費は、次の収入をもって充てる。

- (1) 会費
- (2) 負担金
- (3) 市補助金
- (4) 助成金
- (5) 寄付金
- (6) その他の収入

(会費)

第 13 条 協会の会費は、別表 1 に掲げる額とする。ただし、10 月から 12 月に入会するときは半額、1 月以降の入会は次年度会費とする。

(会計年度)

第 14 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事務局)

第 15 条 事務局を大野城市地域創造部ふるさとにぎわい課内に置き、会長の命を受け事務を掌る。

2 会長が必要と認めた場合は、事務局次長を置くことができる。

(委任)

第 16 条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、会長が理事会に諮り別に定める。

附 則

この会則は、平成 11 年 8 月 22 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 14 年 4 月 14 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 16 年 4 月 18 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 18 年 4 月 23 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 19 年 4 月 15 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 21 年 4 月 18 日から施行し、改正後の大野城市国際交流協会会則は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この会則は、平成 23 年 4 月 9 日から施行し、改正後の大野城市国際交流協会会則は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附則 この会則は平成27年4月12日から施行し、改正後の大野城市国際交流協会
会則は平成27年4月1日から適用する。

別表 1

項 目	年 会 費	摘 要
個人会員	2, 0 0 0 円	大人（毎年4月2日現在で18歳以上）
	1, 0 0 0 円	中学生・高校生
家族会員	3, 0 0 0 円	夫婦及び小学生以下の子ども
外国人会員	1, 0 0 0 円	夫婦及び小学生以下の子どもを含む
外国人就学生会員	5 0 0 円	留学生
賛助会員	1 0, 0 0 0 円	個人・団体・企業等

※納入済みの会費は、年度途中で退会しても返還しないものとする。